

土砂災害（特別）警戒区域が追加指定されました

（国道河川課、園湖東土木事務所管理調整課）

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」「土石流」「急傾斜地の崩壊」「地すべり」の3つの種類で指定を行います。

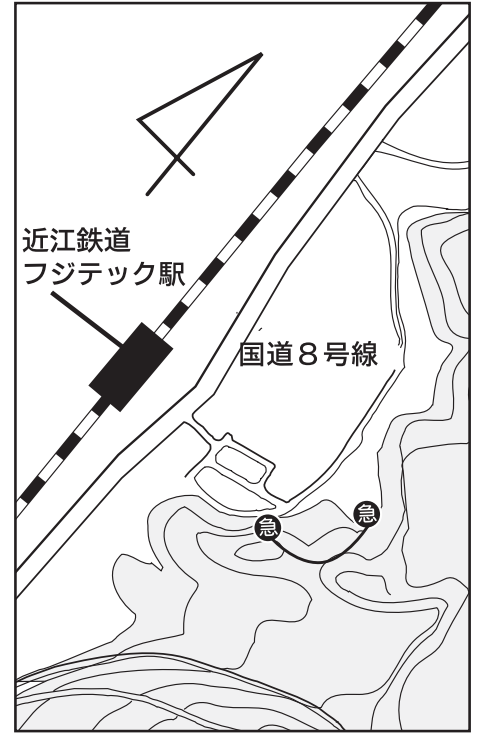
今回、「急傾斜地の崩壊」について、次の箇所について、追加指定されました。（およその場所は左の地図のとおり、●は「急傾斜地の崩壊」を表します）

甲田町 土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域 1区域（急傾斜地の崩壊）

このうち「土砂災害警戒区域」に指定されると、彦根市が警戒避難体制の整備を図ります。

また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が行われたりします。詳しくは左記までお問い合わせください。彦根市ホームページ（国道河川課）をご覧ください。

お問い合わせ先 園湖東土木事務所管理調整課
 電話 30-6122番、FAX 30-5211番、湖東土木事務所管理調整課 27-2254番、警戒避難体制の整備については園危機管理室 30-6150番



地籍調査事業開始のお知らせ

（園建設管理課）

地籍調査とは、土地に関する戸籍調査といわれており、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目の調査、境界および地積に関する測量を行い、その結果を現在の登記所の地図に変わる新しい「地籍図」および「地籍簿」を作成するものです。

地籍調査の効果は

- ▼地図（地籍図）と登記簿と現地が一致することで、土地取引の円滑化に役立ちます。
- ▼土地の境界が確定することで、境界争いを未然に防ぐことができます。
- ▼災害があっても、個々の土地の位置確認が可能なので、災害復旧事業を円滑に進めることができます。

地籍調査の費用は

地籍調査は、国・県・市の負担で行いますので、皆さんが負担することはありません。しかし、地籍調査時に境界が決まらなかった場合は、筆界未定という扱いとなり、分合

筆をはじめとした土地の登記異動ができなくなります。この状態を解消するためには、未定となっている境界の決定や測量作業が必要となり、こうした場合にかかる費用は該当者個人の負担となります。

地籍調査の協力をお願いします

今年度は、地籍調査の準備段階の作業を行っていきます。まず、地籍調査を実施する区域を決めていく予定です。地籍調査では、境界確定のための現地の立会いなど、地元の方々の協力なしには進めていくことができません。今後の地籍調査を円滑に進めていくため、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 園建設管理課
 電話 30-6121番、FAX 30-5211番

彦根市緊急経済対策 住宅リフォーム促進事業 期限は5月10日(月)午後5時必着です

（園商工課）

彦根では、市民の皆さんが市内に本社を有する法人または個人の施工業者を利用して、自宅の修繕・補修工事など（住宅リフォーム工事）を行う場合

4月1日から 住宅手当の要件緩和などが行われています

離職した人などが住まいを確保し、安心して就職活動を行っていただくため、平成21年10月から実施している住宅手当緊急特別措置事業（住宅手当）について、利用者にとって使いやすい制度となるよう、要件緩和などを通じて利用者を拡大するとともに、就職活動要件を強化し、受給者の自立支援・就労促進を図ります。

お問い合わせ先 園社会福祉課 電話 23-9590、FAX 26-1768

	現 行	改 正 後
(1)支給要件の緩和		
①収入要件	単身世帯 月収84,000円以下の人 住宅手当支給額＝家賃額*	月収123,000円未満の人まで拡大 今回、拡大対象となる人の額は次のとおり。ただし、現行で対象となる人は現行どおりの額になります。 住宅手当支給額＝家賃額*－(月収－84,000円)
	複数世帯 月収172,000円以下の人 住宅手当支給額＝家賃額*	2人世帯：現行どおり（月収172,000円以下の人） 3人以上世帯：月収222,700円未満の人まで拡大 今回、拡大対象となる人の額は次のとおり。ただし、現行で対象となる人は現行どおりの額になります。 住宅手当支給額＝家賃額*－(月収－172,000円)
②収入要件の判定時期	申請日の属する月の収入が要件に該当する人が対象	離職などにより申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが明らかな人も対象
③離職時期要件	申請時に2年以内に離職した人	平成19年10月1日以降に離職した人も対象
④世帯主要要件	離職前に世帯主であった人	離職時は世帯主ではなかったが、離婚などにより申請時には世帯主である人も対象
(2)就職活動要件の強化	ハローワークにおける職業相談（月1回以上）および本市による面接支援（月2回以上）を受けること	さらに、「原則週1回以上の求人先への応募等」を追加
(3)支給期間の延長	最長6か月間	上記の就職活動要件を誠実に実施している人については、3か月延長を可能とし最長9か月間

*家賃額は、彦根市の場合は単身世帯：39,000円/月、複数世帯：50,700円/月を上限とします。

ご存知ですか？ 若年者納付猶予制度

（彦根年金事務所）

30歳未満の人で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

承認期間は、原則7月から翌年6月までです。6月までに申請すると承認期間は今年の6月までとなります。7月以降の申請は、7月になってからしか受付できません。

なお、申請時に継続を希望すれば、翌年度以降の若年者

に、その経費の一部を補助する制度を実施しています。平成22年度分についての申込期限は5月10日(月)です。補助制度の利用を希望する人は、早急に申し込みをしてください。

なお、補助金額、補助の対象となる条件、申込方法など制度の詳しいことについては広報ひこね4月1日号、または彦根市ホームページをご覧ください。

- お問い合わせ先 園商工課 電話 30-6119番、FAX 24-9676番
- ①平成20年中所得の少ない人。所得の目安は、単身世帯57万円、夫婦世帯92万円
 - ②平成20年4月以降に失業、倒産などにあった人
 - ③障害者または寡婦であって前年所得が125万円以下の人

なお、若年者納付猶予が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映しません。

※承認された期間は、10年以内であれば遡って納付することができます（追納といいます）。追納されるとその期間は保険料納付済み期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認

をを受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは当時の保険料に計算額が付き

お問い合わせ先 彦根年金事務所 電話 23-1111 4番、FAX 23-9038番



2010 国勢調査 平成22年10月1日

今年は国勢調査の年です。調査へのご理解とご回答をお願いします。

お問い合わせ先 園企画課 電話 30-6101、FAX 22-1398